

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年11月29日提出

みよし市長 小山 祐

記

専決第8号 令和6年10月29日

専決第8号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり処分した。

令和6年10月29日

みよし市長 小山 祐

記

- 1 処分事項 草刈り作業中の事故の損害賠償の額の決定
- 2 損害賠償額 66,520円
- 3 事故内容
 - (1) 事故発生日 令和6年8月26日(月)
 - (2) 事故発生場所 みよし市三好町植松下地内(西部地区コミュニティ広場駐車場付近)
 - (3) 事故経過 上記地内において、草刈り作業中に、公衆電話ボックスのガラスに小石等が当たった。
- 4 相手方の損害の程度
公衆電話ボックスのガラスの損傷
- 5 過失割合 みよし市100%、相手方0%